

# 固定資産税 住宅改修などで一部減額

住宅改修などを行った場合、条件により、固定資産税の一部が減額されます。省エネ改修やバリアフリー改修に対する減額制度は、平成25年3月まで期間延長されていますので、該当する場合はお問い合わせください。

## 耐震改修住宅

次の条件を満たす住宅に対し、120平方メートル分を上限として固定資産税の2分の1を減額します。ただし、都市計画税の減額措置はありません。

### 減額を受けられる条件

- ・昭和57年1月1日以前に建てられた住宅であること
- ・建築基準法に基づく現行の耐震基準を満たす耐震改修であること
- ・耐震改修の費用が1戸あたり30万円以上であること
- ・改修工事後3カ月以内に減額の申告をすること

### 改修時期と軽減期間

- ・平成22年1月1日～24年12月31日の改修／2年度分
- ・平成25年1月1日～27年12月31日までの改修／1年度分

### 省エネ改修住宅

次の条件を満たす住宅に対し、翌年度分に限り固定資産税の3分の1を減額し

ます。上限は120平方メートル分です。ただし、都市計画税の減額措置はありません。なお、新築住宅や耐震改修の特例の対象となっている年度には、適用されません。



特例の対象となっている年度には、適用されません。

### 減額を受けられる条件

- ・平成25年3月31日までに省エネ改修工事を行った住宅
  - ・平成20年1月1日以前から存在する住宅（賃貸住宅を除く）
  - ・次に挙げる省エネ改修工事で、その改修工事の費用が30万円以上のもの
  - ①窓の断熱改修工事
  - ②床の断熱改修工事
  - ③天井の断熱改修工事
  - ④壁の断熱改修工事
- ※いずれの工事も①を含む工事を行うこと。また、①～④の改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合することになること。

### バリアフリー改修住宅

次の条件を満たす住宅に対し、翌年度分に限り固定資産税の3分の1を減額します。上限は100平方メートル分です。ただし、都市計画税の減額措置はありません。なお、新築住宅や耐震改修の

- ・改修工事後3カ月以内に減額の申告をすること
- 問い合わせ  
税務課固定資産税係  
(☎95-11916)

# エコシティ実現のために

## 電気自動車の普及へ 実証実験モニター募集



# 車両購入補助 最大70万円

### 京都府が補助制度

京都府では、電気自動車の普及に向けた実証実験のモニターを募集しています。経済産業省の「次世代エネルギー・社会システム実証地域」の1つに選定されているけいはんな学研都市。実証実験は、エネルギーの「地産地消」による環境にやさしいまちづくり「けいはんなエコシティ」の実現を目指しています。京都府や京田辺市、精華町、木津川市、民間企業などが協力して取り組んでいます。

### また、町からも補助が

上記モニターとなった方には、町からも電気自動車の購入費を10万円補助します。補助は10台までです。詳しくは町役場2階・環境推進室にお問い合わせください。

### 対象者

- ・自ら使用するために電気自動車を購入し、次の要件をすべて満たしている方
- ・購入した電気自動車の新規登録日の1年以上前から精華町に住所を有する方
- ・町内に電気自動車の保管場所がある方

### 補助対象車両

- ・一般社団法人次世代自動車振興センターの、クリーンエネルギー自動車導入促進対策補助金交付規定により補助を受けて購入した電気自動車
  - ・申請年度内に自動車検査証の交付を受けられる電気自動車
- ※営業用の車両を除きます。

### 補助額

1世帯あたり1台で10万円

### 申請・問い合わせ

環境推進室環境係  
(☎95-11925)

### 問い合わせ

関西化学術研究都市推進機構エコシティ推進事業部  
(☎98-12234・☎98-12202)  
<http://www.kri-p.jp>

## 絵・標語などで木津川描こう

「木津川を美しくする会」では、河川の美化などをテーマにしたポスターや標語などの作品を募集しています。町内在住・在勤の方であれば、どなたでも応募できます。積極的にご応募ください。

- ▼ポスターの部：河川美化を主題としたもの(画用紙四つ切り・小中学生対象)
- ▼標語の部：河川美化を主題としたもの
- ▼短歌の部：木津川を主題としたもの
- ▼俳句の部：木津川を主題としたもの
- ▼詩の部：木津川を主題としたもの(800字以内)
- ▼作文の部：木津川や河川美化を主題としたもの(1600字以内・小中学生対象)
- ▼書道の部：木津川や河川美化を主題としたもの(小中学生は18.5cm×70cmの半紙)

▶申込方法 郵送で右記のところへ。

- ▶申込期間 8月31日(金)まで(必着)
- ▶そのほか
  - ・作品は、原則として返還しません。ポスターと書道のみ、事前に申し出た場合返還します。
  - ・作品は、未発表のものに限り、1人1部門2点以内とします。
  - ・主催者の事業目的で作品を複製転載することがあります。

○申し込み・問い合わせ  
〒619-0285(個別番号・住所記入不要)  
精華町役場 環境推進室「木津川を美しくする作品募集」係  
(☎95-1925)

## 老人医療費助成 町子育て支援医療費助成

**昭22年9月生の方へ**  
町では、65歳以上70歳未満の方に、医療費(保険適用分)の一部を助成しています【注1】。助成は申請が必要です。申請が認定された方には8月下旬、黄色の受給者証(9月から使用可能)を郵送します。

**平21年8月2日～9月1日生の子を持つ保護者の方へ**  
3歳から小学校卒業までの方が外来医療費の助成を受けるには、現在お持ちの白色の受給者証とは別の受給者証を受けるための申請が必要です。申請した方には8月下旬、さくら色の受給者証(9月から使用可能)を郵送します。白色の受給者証は、これからも入院医療費の助成に利用できます。

上記の対象者にはご案内を郵送しています。申請は、受給者証交付申請書・対象者の保険証・印鑑をお持ちください【注2】。申請期間は8月14日(火)～20日(月)の平日【注3】で、手続きは代理の方の来庁や郵送でも可能です。  
【注1】 60歳未満の方と同居する所得税課税世帯や、一定所得を超える世帯などは該当しません。【注2】 ①で本人・世帯で平成24年1月2日以降、精華町に転入した方がいる場合は、その方の23年中の所得額と控除額を証明する書類(住民税課税対象所得額が表示されているもの)も必要です。【注3】 申請が遅れると受給者証の使用開始日も遅れる場合があります。  
○問い合わせ 国保医療課 医療係(☎95-1929)